

経済産業省

第3回イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会資料

資料3



SUMITOMO MITSUI
TRUST GROUP

三井住友信託銀行の取組み事例のご紹介

2024年2月20日
三井住友信託銀行株式会社

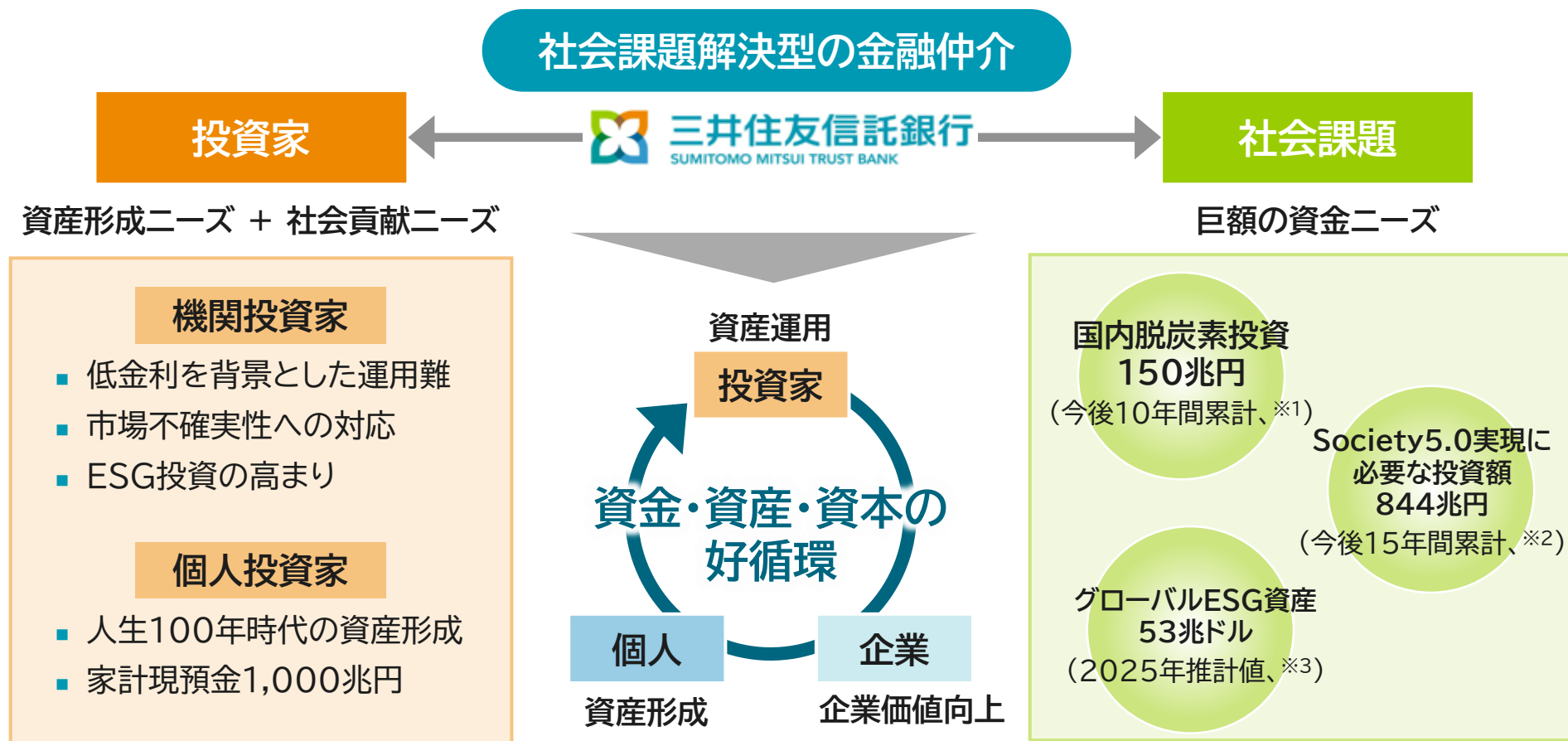
本日のご説明項目

1. 地域課題解決と地域エコシステム構築に向けた取組み事例のご紹介
2. 企業の経営形態(ファミリー企業と非ファミリー企業)による違い
3. 信託を活用した社会貢献の取組み
4. 公立学校への支援スキームのアイデア

1.地域課題解決と地域エコシステム構築に向けた取組み事例のご紹介

社会課題解決型の金融仲介機能の発揮

- 機関投資家や個人の投資資金と、社会課題解決に向けた資金需要を結節する新たな金融仲介機能を発揮
- 社会・経済の活性化による企業価値向上、投資家への還元の拡がりによる好循環の創出



(※1) 出所:経済産業省 (※2) 出所:経団連、東京大学、GPIF (※3) 出所:ブルームバーグ・インテリジェンス

地域課題の解決と地域エコシステム構築への貢献

<現在>

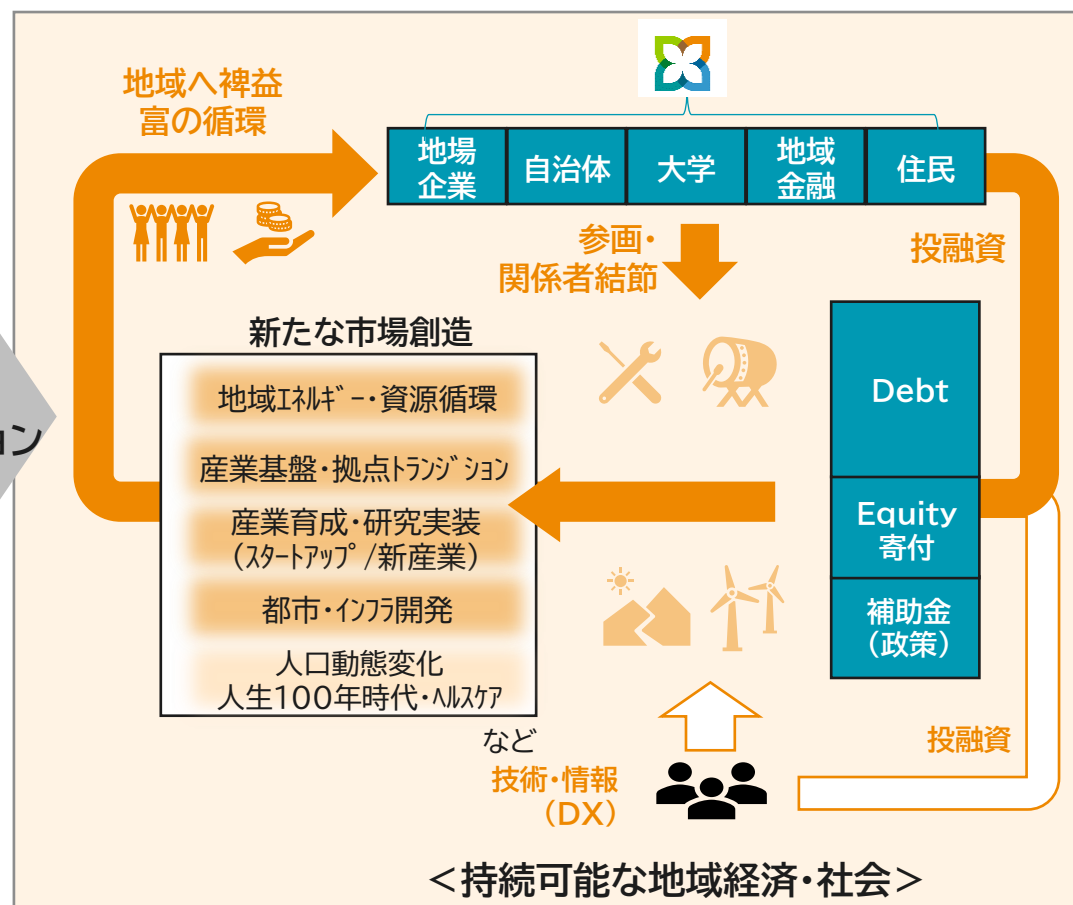
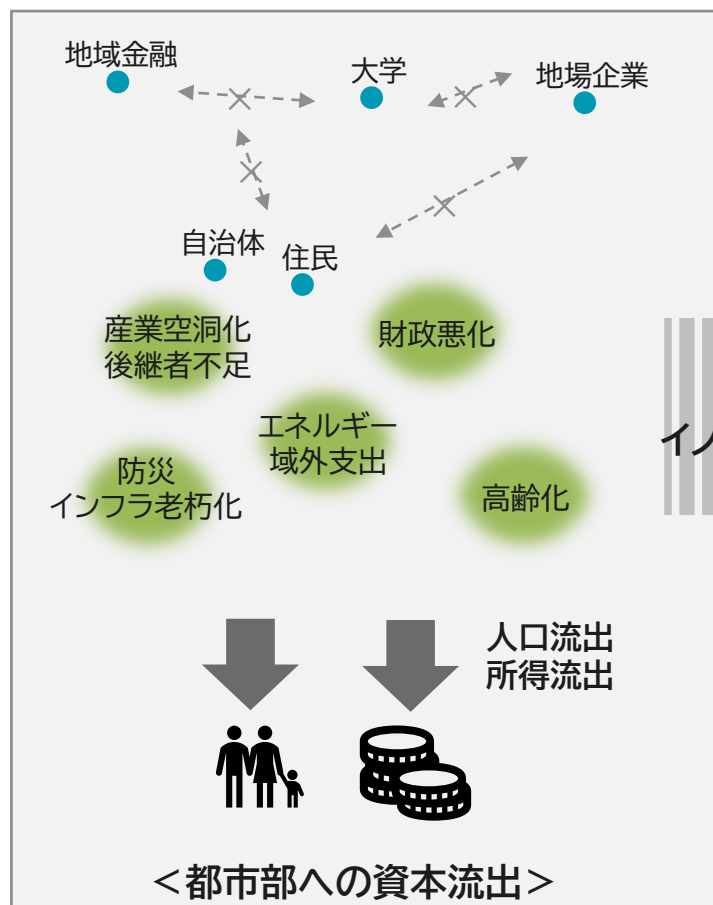
<2030年>

- ✓ 人口・所得(特にIT利便性-支出)の域外流出
- ✓ 知見・ノウハウの不足
- ✓ 関係当事者の連携(全体最適)への課題

- ✓ 弊社単独では成しえない地域課題を背景とする新たな市場を地域の産・官・学・金・民のネットワークとともに創造
- ✓ 地域の課題解決と、地域へ裨益し富が循環する持続可能な社会システム(「地域エコシステム」)構築の実現へ

地域

都市部



近時のプレスリリース等事例

地域脱炭素
資源循環

産業基盤
トランジション

産業育成
研究実装

農林漁業
振興

都市インフラ
まちづくり

金融基盤構築
その他

各地 自治体等

環境省脱炭素先行地域等地域PJの支援

国内総合型インフラファンド

国内インフラ市場を対象とするファンド組成

ESG地域金融・脱炭素研究会

地域金融機関向け定期的な情報提供機会

東京大学未来ビジョン研究センター

COI-NEXT「ゼロエミッション」を目指す
Co-JUNKANプラットフォーム研究拠点参画

慶應義塾大学 (先端生命科学研究所)

社会課題解決、地域社会への貢
献に関する連携

山形大学アントレ開発センター ・NES

起業家教育・起業支援連携

金沢大学

COI-NEXT「再生可能多糖類植物由来
プーによる資源循環社会共創拠点」参画

京都市

・北山杉の利活用・生産者との利用促進協議
・加チャプラー創造活動促進事業

京都府

サステナブルファイナンスフレームワークによる地域脱炭素化促進

東広島市、広島大学

広島大学スマートシティ共創コンソーシアム参画

北九州市

高付加価値型竹のカスケード利用プロジェクト

アサヒリテック、エフシー開発、X-Scientia

グリーン水素サプライチェーン構築(余剰電力の有効活用)

福岡市・佐賀県、NES

・福岡未来創造プラットフォーム「ビジネスチャレンジNEXT」運営
・スタートアップエコシステム拠点都市推進支援
・佐賀県ベンチャーキャピタル等投資促進事業受託

九州大学

エシカル研究教育機構との連携協定

西粟倉村、住友林業

森林信託事業による地域産業振興

インビロHD

サキユエコミ社会実現を目的とした連携

愛知県

あいちサキユエコミ推進プロジェクト支援

大阪府

ディープテックスタートアップ(創業研究)支援事業

神戸市

大学発アベンチャー・イノベーション神戸

愛媛銀行、伊予銀行

ESG地域金融促進事業(環境省)

愛媛大学、NES

起業家教育、大学発ベンチャー支援に関する連携

北海道地方環境事務所

ESG地域金融の普及支援、地域課題
解決のデジタル事業促進に関する連携

苫小牧市

・再エネ水素サプライチェーン構築実証事業
・脱炭素先行地域(共同提案者)

東北大学

東北大学共創イニシアティブ共同設立

宮城県

上工下水一体官民連携運営事業

仙台市

脱炭素先行地域(共同提案者)

信州大学・NES

地域の起業家教育・起業支援に関する連携

渋谷区

LGBTQ当事者が安心して暮らせる社会の推進・連携

川崎市

等々力緑地再編整備・運営等事業

横須賀市

海洋都市推進に向けた共創事業

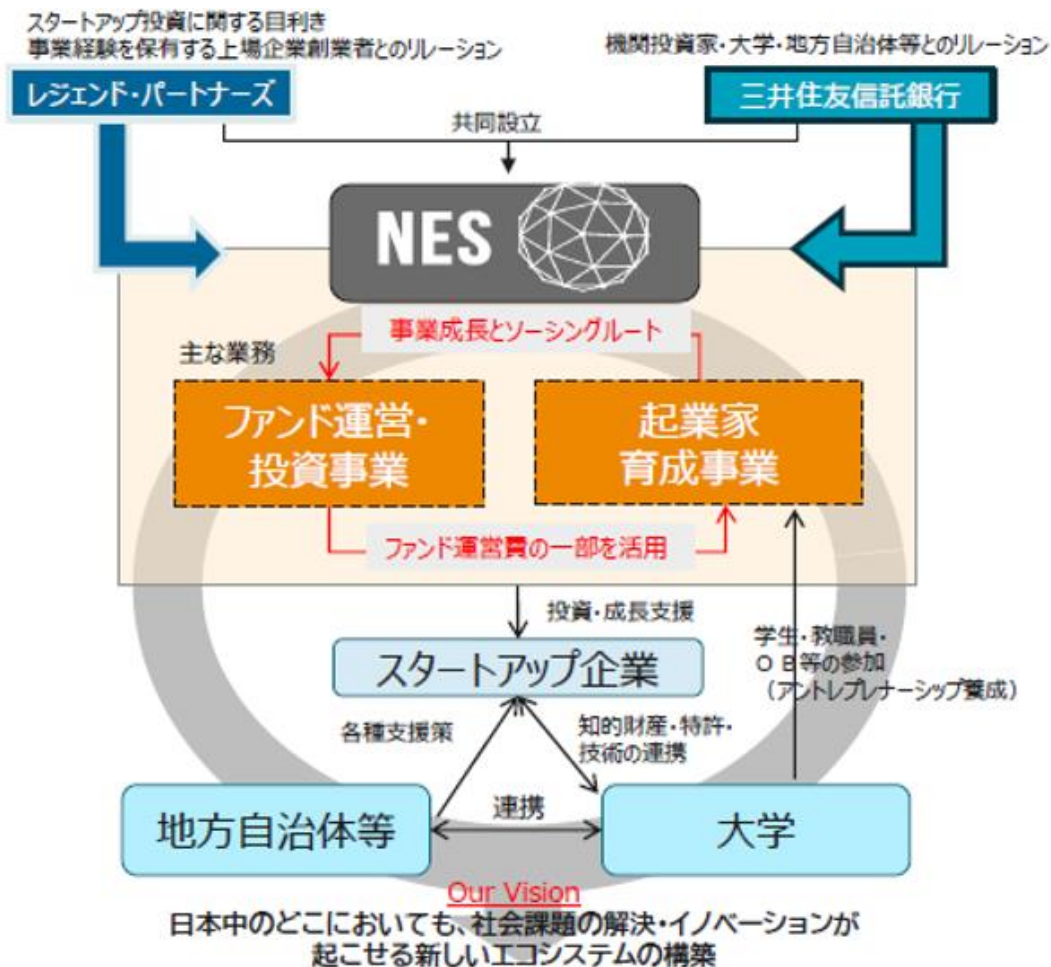
小田原市

エシカル地産地消事業のインバウンド評価支援

慶應義塾大学SFC研究所

次世代テクノロジー＆ファイナンス・コンソーシアム

- スタートアップ企業への資金供給(ファンド運営)および、地域での起業家育成を通じ都市部との機会格差を是正し、日本のどこにおいてもイノベーションが起こせる社会システムの構築を目指す



事例概要(弊社の役割)

- 2019年、レジェンドパートナーズとNES(※)株式会社を共同設立
- 弊社は地域ネットワークを通じて大学や地域金融機関等と連携し、起業家教育やスタートアップ企業への支援を実施

<連携先>

信州大学、福岡市、佐賀県、信金中央金庫
愛媛大学、慶應義塾大学SFC研究所、山形大学 他

- 地域ネットワーク、機関投資家ネットワークを活用し、自治体や大学等と連携したスタートアップに対する起業家育成プログラムを運営
- 弊社ならではの投資家基盤、ファンド運営に関する知見をもとに投資事業を実施
⇒持続可能な社会システムとして、日本各地の社会課題解決、イノベーションを喚起

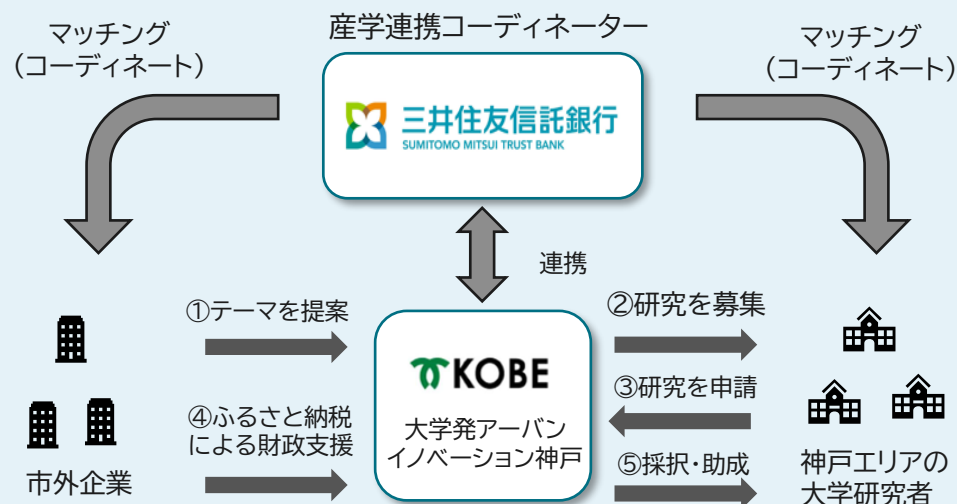
(※)New Ecosystem for Startupsの略称)

大学発アーバンイノベーション神戸・産学連携コーディネート業務

- 民間資金の還流が乏しい大学研究シーズに対して、企業版ふるさと納税を活用した制度を設立
- さらに、企業との共同事業化、実証フィールドの提供等、各ステージに亘る一連の支援枠組みを自治体と構築

<産学連携コーディネート業務>

- 神戸市の実施する大学研究助成制度「大学発アーバンイノベーション神戸」の中で設置する産学連携コーディネート業務を、公募プロセスの上、弊社にて受託
- 大学研究と企業のマッチングを促進するとともに、同助成制度（企業テーマ募集型）に市外企業からのふるさと納税による財政支援を喚起するもの



事例概要(弊社の役割)

- 2022年3月、神戸市は企業版ふるさと納税を活用した企業テーマ募集型の大学研究助成制度「大学発アーバンイノベーション神戸」を設立（弊社が第一号の資金提供者）
- 同3月、弊社は同市の進めるスマートシティの推進組織コンソーシアムへ運営委員として参画
- 同6月、弊社は本制度の事業内に設置する「産学連携コーディネート業務」を受託

- 弊社の資金を呼び水に、賛同する企業を巻き込んだ大学研究シーズの実証・実装促進
- 研究シーズの成長ステージに合わせた一連の支援枠組みを自治体等と協働で構築

企業版ふるさと納税活用による基金設立

大学研究助成制度
(大学発アーバンイノベーション神戸)

「産学連携コーディネート業務」の公募採択

企業との共同研究・事業を促進
市外企業からの資金拠出の賛同

社会実装・スケール化支援

スマートシティ等での実装
弊社ソリューションメニューの提供

当社による情報発信(サステナビリティレポート・抜粋)

信託を活用したコミュニティ投資の促進

公益信託

公益信託は、個人が公益活動のために財産を提供する場合や、法人が利益の一部を社会に還元する場合に、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた目的に従って財産を管理・運用して公益活動を行う制度で、奨学金の支給や自然環境保護活動への助成、国際協力・国際交流促進など、幅広い分野で活用されています。

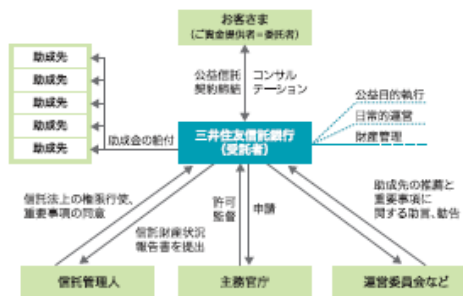
公益信託は、設定されるお客さま(委託者)の名前を冠することで、そのお志が永く記念され多くの方々に顕彰されることが可能です。また、お客さまのご趣旨に沿った社会公益に役立てるため、どのような「公益」目的のために、どのよ

うな助成事業を行うのかなど、ご趣旨に合わせてオーダーメードの公益信託を設定することができます。助成（奨学金）金額や件数、対象地域・条件などのご希望も反映することができます。

三井住友信託銀行は、1977年に公益信託第1号を受託して以来、個人や企業等の善意に支えられ、さまざまな公益分野で助成事業を行っています。

2021年3月現在、公益信託の受託は174件319億円となり、2020年度は計11.5億円を計2,507団体(個人含む)に助成金(奨学金)として給付し、ご活用いただきました。

公益信託の仕組み



公益信託の信託目的別一覧(2021年3月末現在)

分類	件数
奨学金支給	61
自然科学研究助成	33
人文科学研究助成	4
教育振興	17
社会福祉	9
芸術・文化振興	9
動植物の保護繁殖	1
自然環境の保全	6
都市環境の整備・保全	18
国際協力・国際交流促進	11
その他	5
総計	174

TOPIC

經團連自然保護基金

「経団連自然保護基金」は、経団連自然保護協議会さまの委託により、自然環境の保全が地球規模での重要な持続的な課題であるとの認識に立って、これらの問題に対し具体的な貢献を行っていくことを目的として2000年に設立されました。

日本経団連加盟企業をはじめとする民間企業や個人の寄付を受け、NPO/NGOなどが行う国内および開発途上地域における自然保護活動へ毎年約2億円の助成を行っています。



公益財団法人山梨鳥類研究所が生態観察を行っているアホウドリの仲間

TOPIC

サントリー世界愛鳥基金

「サントリー・世界愛鳥基金」は、サントリーホールディングス株式会社により、鳥類の保護活動を推進し、地球環境保全に貢献することを目的に1990年に設立されました。国内外のさまざまな鳥類保護活動を支援しており、「鳥類保護団体への活動助成部門」「地殻変動活動助成部門」「水辺の大型鳥類保護部門」の3部門で募集を受け付け、毎年約4千万円の助成を行っています。



フィリピンの密猟禁断にある小学校でサシバ保護啓発活動に参加している子供たち

地域と社会の活力向上支援

寄付に関する取り組みについて

三井住友信託銀行はお客さまの社会貢献ニーズに応えるため、かねてより遺言信託や金銭信託を通じ、寄付の意思があるお客さまに対するスキームを提供しています。

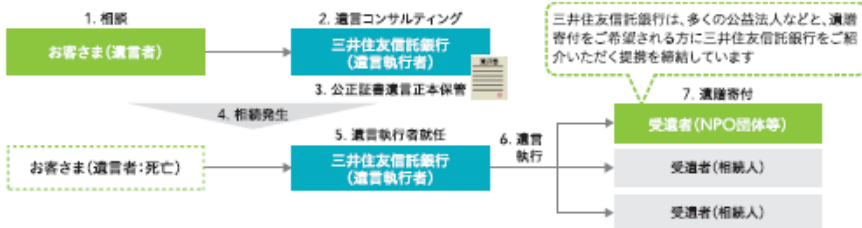
また、近年SDGs活動の意識向上やコロナ禍により、寄付をしたい個人と寄付を募りたい団体、双方のニーズが拡大傾向にあります。

寄付に関する主なソリューション



地域と社会の活力向上支援

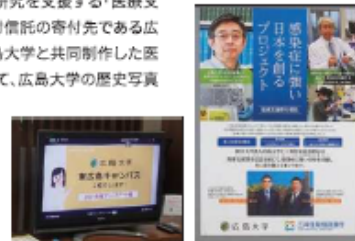
遺言信託による遺贈寄付の概要



TOPIC

三井住友信託銀行広島支店では、2021年12月に、国立大学法人広島大学と共同で「広島大学ロビー層」を実施しました。

三井住友信託銀行は、コロナ禍という社会課題の解決に貢献したい個人のお客さまと、社会課題解決を研究で実現したい大学の想いを結びつけるため、2021年4月に、対象大学の医療に関する研究を支援する「医療支援寄付信託」の取り扱いを開始しました。本口ピー展では、医療支援寄付信託の寄付先である広島大学の「感染症に強い日本を創るプロジェクト」の支援を目的に、広島大学と共同制作した医療支援寄付信託バスターを掲載し、寄付信託をご紹介しました。あわせて、広島大学の歴史写真のパネル展やDVD上映を行いました。お客さまからは、広島大学を応援する声や、地域とともに変化を遂げた大学の歴史を懐かしむ声を多くいただきました。三井住友信託銀行では、このような取り組みを通じて、大学の研究への支援や、大学のファンを増やす活動に協力していきます。今後も信託商品を活用したソリューションで社会貢献に取り組んでいます。



2.企業の経営形態(ファミリー企業と非ファミリー企業)による違い

ファミリーガバナンスとは

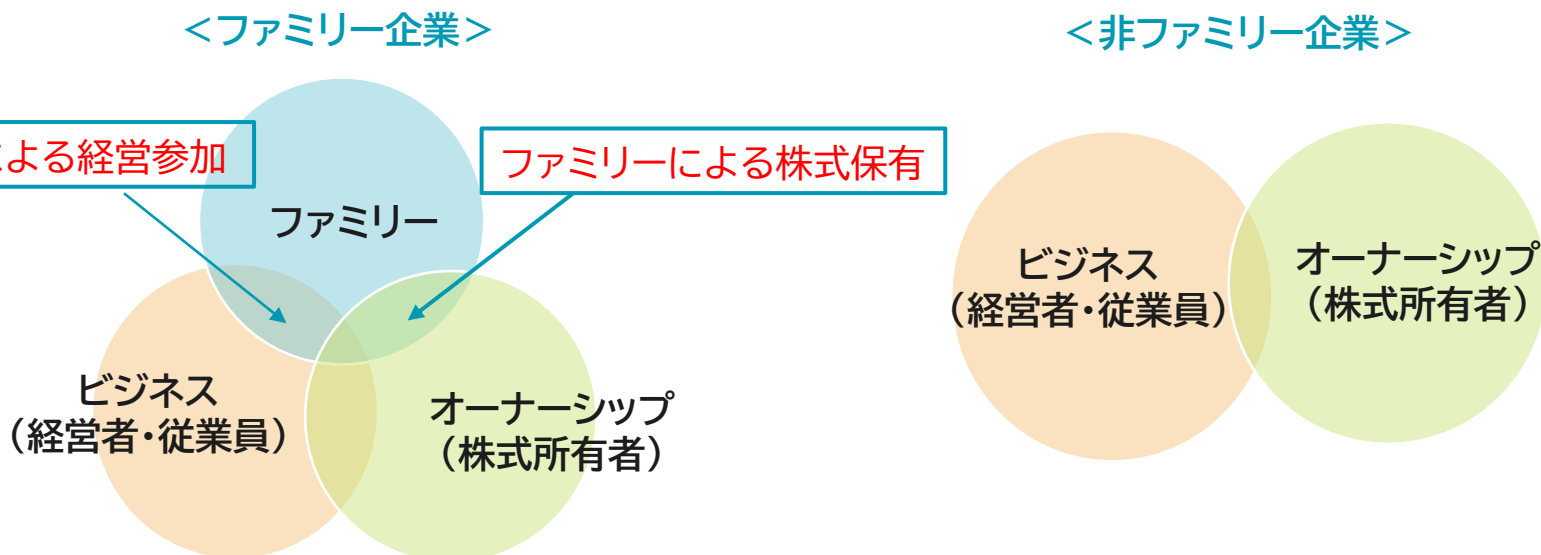
(1) ファミリーガバナンスとは

ファミリーガバナンスとは、ファミリーが、ファミリー企業及びそれを取り巻くファミリー以外のステークホルダー(顧客、取引先、従業員、少数株主、債権者、地域社会等)との関係を踏まえたうえで、ファミリーの永続とファミリー企業の成長を実現するための意思決定を行う仕組みその他のメカニズムを意味します。ビジネス(事業経営)やオーナーシップ(株主としての立場)に関する考えを集約してファミリー内の利害を調整、ガバナンス体制を確立することで、**ファミリーの永続とファミリー企業の成長の両立を図ろうとする仕組み**です。

(2) ファミリー企業と非ファミリー企業との違い

ファミリー企業は、特定のファミリーによる株式保有・経営参画があるため、非ファミリー企業との相違点があります。

- ・ファミリーによるファミリー企業株式の保有
- ・ファミリーによる経営参画



(出所)ジョン・A. デービス、マリオン・マッカラム・ハンプトン、ケリン・E. ガーシック、アイヴァン・ランズバーグ、岡田康司監訳、犬飼みずほ訳「オーナー経営の存続と継承」を参考に作成

企業の経営形態(ファミリー企業と非ファミリー企業)による違い

- 「企業」はその経営形態によって、意思決定のプロセスなどが異なる。
- そのため、経営形態に応じて、企業による寄付等を行う際の特徴も異なる。

ファミリー企業

非ファミリー企業

概要

- 国内企業のうち多くが特定のファミリーが経営を担うか株式を保有するファミリー企業。

- 株式市場と経営者で意思決定を行う。
- 創業家は株式や経営に影響がない。

ガバナンス

- コーポレートガバナンスに加えて、各ファミリーが重視するファミリーガバナンスが存在。

- 株主や取引先などのステークホルダーを意識して作られるコーポレートガバナンスが存在。

寄付を行う際の特徴

- 短期的な利益に直結しなくてもオーナーの意向に合致すれば、中長期的に取り組むことが可能。
- 一方、寄付に対するオーナーの意向が強いため、寄付先との丁寧な調整が必要ではないか。

- 株主利益が第一にあるので、投資家目線での判断を重視。

3.信託を活用した社会貢献の取組み

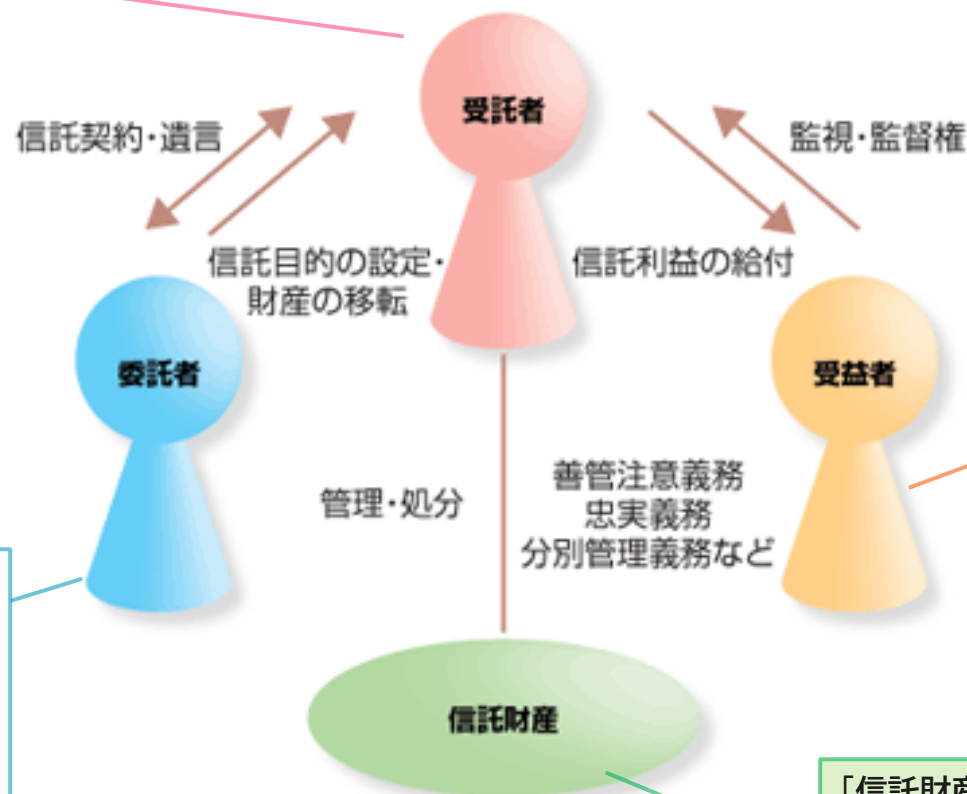
①信託の仕組み

「受託者」とは、

委託者から信託財産の移転を受け、信託目的に従って受益者のために信託財産の管理・処分などをする者。

「委託者」とは、

財産を受託者に移転し、信託目的に従い受益者のために受託者にその財産(信託財産)の管理・処分などをさせる者。



「受益者」とは、

①受託者から信託行為に基づいて信託利益の給付を受ける権利と、
②このような権利を確保するために受託者に対して帳簿閲覧請求や違反行為の差止請求などをする権利を有する者。

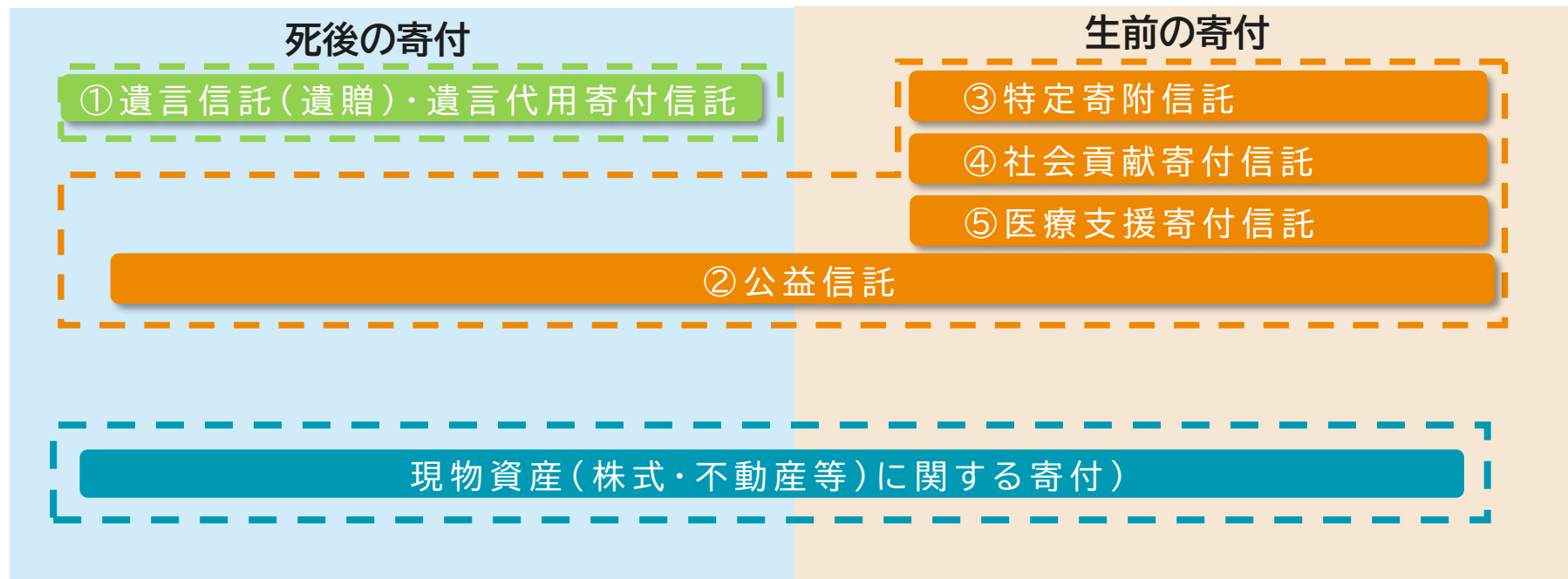
「信託財産」とは、

受託者が信託目的に従って受益者のために管理・処分などをする財産。

②三井住友信託銀行の寄付に関する取組みについて

- (1)三井住友信託銀行は、社会課題解決に貢献したいという寄付者と寄付先の想いをつなぐために、生前、死後の双方で寄付を実現する商品・サービスを拡充して参りました。
- (2) 寄付先団体の活性化、ニーズの多様化、活動報告の品質担保について、寄付仲介機能高度化等の観点から、改善に向け取り組んでおります。

■お客さまの寄付ニーズに応える主なソリューション



4.公立学校への支援スキームのアイデア

「やりたいこと」と「検討項目」

やりたいこと

財産をプールして運用し、元本は取り崩さずに運用益で公立高校に助成を行う
(一定程度の財産を確保して、半永久的に助成ができるしくみ)

検討項目

1. 財産拠出者
 - (A) 卒業生
 - (B) 企業オーナー等篤志家
 - (C) 法人
2. 財産の種類
 - (A) 金銭
 - (B) オーナー株式〔配当金〕
 - (C) 不動産〔賃貸料〕
3. 助成金の使途
 - (A) 広く遍く: 課外授業のファシリテーター代等の毎年度フローで生じる支出への充当
 - (B) 特定のプロジェクト: 各高校からの応募を受け(共同応募可)、審査を経て選定
4. 助成方法
 - (A) 都道府県(教育委員会)あて、交付先(高校)を指定した寄付
 - (B) OB会その他OB等が設立した団体への寄付

支援策案1

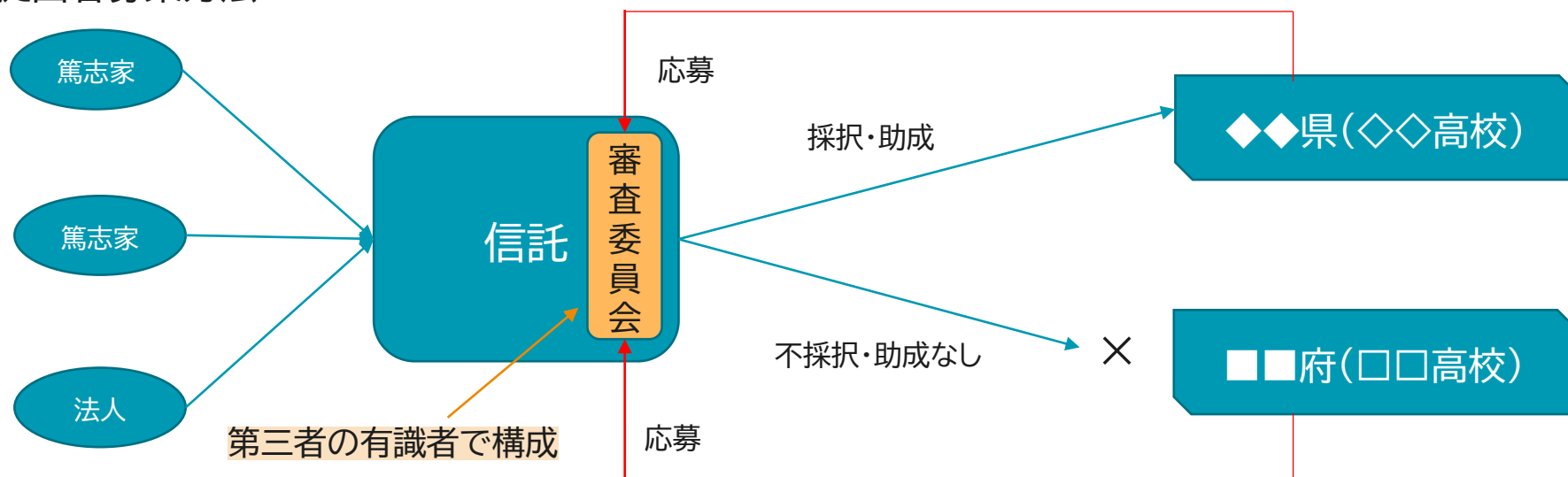
(案1)「支援対象の趣旨に合致することを実施しようとする高校」への支援

【概要】

- ・全国の企業オーナー等篤志家・法人から大口の資金の拠出を受けて合同運用し、その運用益を使って、「支援対象の趣旨に合致することを実施しようとする高校」へ助成金を交付
- ・助成先の高校は、審査委員会にて支援対象の基準に合致するか否かを審査の上、決定
- ・

【課題】

- ・運用するには一定のロットがあることが望ましい
- ・運用方法を指定する者が必要
- ・拠出者全員の審査基準・審査結果に関するコンセンサス
- ・拠出者募集方法



支援策案2

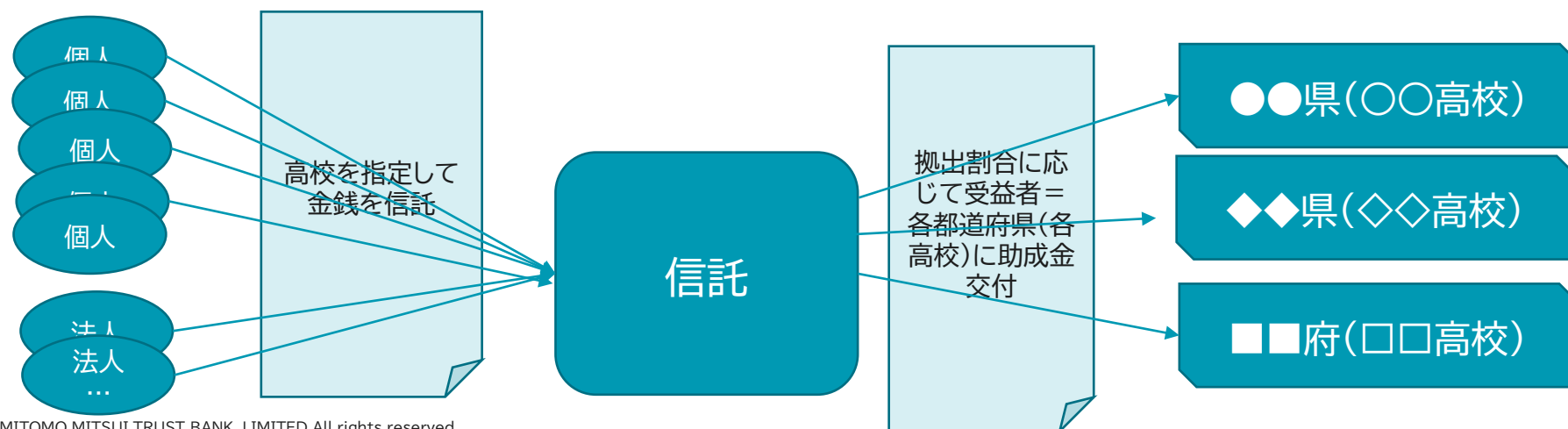
(案2)卒業生・地元企業オーナー等篤志家・法人による母校・地元公立高校支援

【概要】

- ・(多数の)卒業生・地元企業オーナー等篤志家・法人(地元企業等)から資金を集めて合同運用し、その運用益を使って、母校・地元公立高校に助成金を交付
- ・目標募集金額:(一校あたり)5億円以上(利回り1%想定で年間500万円を指定高校に寄附)
→全国の公立高校5,000校を目標として展開

【課題】

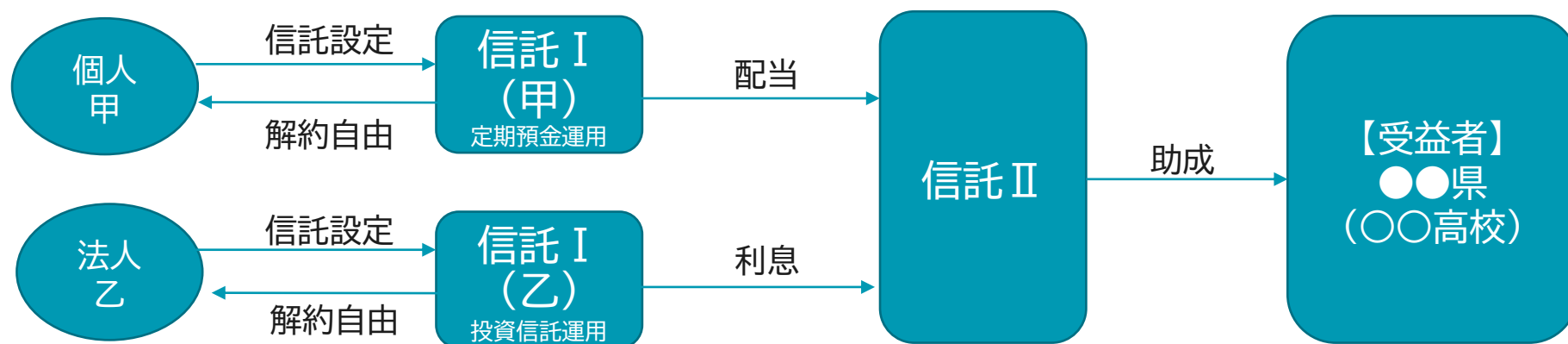
- ・運用するには一定のロットがあることが望ましい
- ・運用方法を指定する者が必要・元本引き出し権の確保の可否
- ・資金使途に関するガバナンス・モニタリング
- ・拠出者募集方法



課題の詳細～元本引き出し権の確保の方策ほか

【概要】

- ・ 金銭を拠出して信託Ⅰを設定
 - ・ 拠出時に、運用対象(購入する金融商品)を指定:定期預金、投資信託(複数種類提示)
 - ・ 受託者は、指定された金融商品に投資
 - ・ 元本部分の解約は一部・全部とも自由(本人・相続人とも)
 - ・ 利息・配当を公立高校支援(都道府県への寄付)のみを目的とする信託Ⅱに拠出
 - ・ 信託Ⅱは、拠出された利息・配当金を原資に、年に1回、都道府県(高校)に助成
- * 信託Ⅰ・Ⅱとも信託期間の定めなし



【課題】

- ・ 利息・配当に所得税、死亡時に相続税がかかる
 - 利息・配当を必ず信託Ⅱに拠出することを条件(*)に非課税にできないか
 - 相続人による解約を不可とすることを条件(*)に相続税を非課税にできないか
- * 課税当局の認定を受けることも考えらえる

☆企業オーナー株式の配当や不動産の賃貸料にも応用可能性あり

☆「運用方法を指定する者の確保」の課題もクリアできる

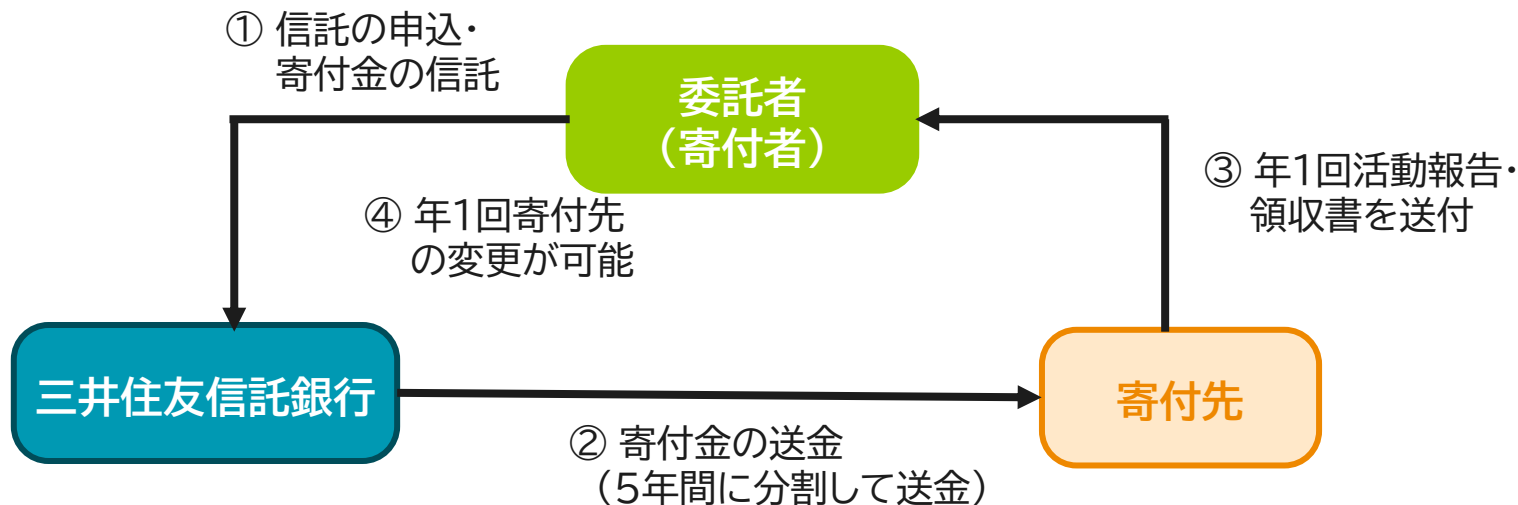
<ご参考> 信託を活用した社会貢献の取組み (Appendixをご参照)

「公立学校への支援スキームのアイデア」のスキームは、既存のスキームである社会課題解決に取り組む特定の団体に対して、元金を分割して寄付を行う「社会貢献寄付信託」や、学術・技芸・慈善などの公益目的に沿った助成先に、元金を分割して寄付を行う「公益信託」なども参考にしています。

例: 社会貢献寄付信託

- ・環境問題・教育問題・医療問題・災害復興支援・子ども支援などのさまざまな社会課題の解決に取り組む団体への寄付を通じて、社会に貢献したいというお客さまの想いと団体の想いをつなぐ目的で、2011年4月に取扱を開始致しました(最低預入金額:10万円)。
- ・金銭信託の「分割支払機能」を活用し、5年間にわたって、元金を分割して寄付を行います。
- ・寄付先に法令面での制約はなく、三井住友信託銀行の提携先から選択し、毎年変更することができます。
- ・毎年の寄付金は、一定の要件のもと、寄附金控除の対象となります(運用収益は課税です)。

■スキーム図



Appendix ①遺言信託を活用した遺贈寄付・遺言代用寄付信託

- ・お客さまの財産を寄付することで社会貢献したいというお客さまの想いを実現するものです。
- ・寄付者は、寄付する財産および寄付先を指定することで、希望に沿った寄付を実現することができます。
- ・寄付先への寄付金は、一定の要件のもと相続税の課税財産から控除ができます。

■遺言信託を活用した遺贈寄付



■遺言代用寄付信託

万が一のことがあった時に、財産の一部をあらかじめ指定先に寄付できる商品です

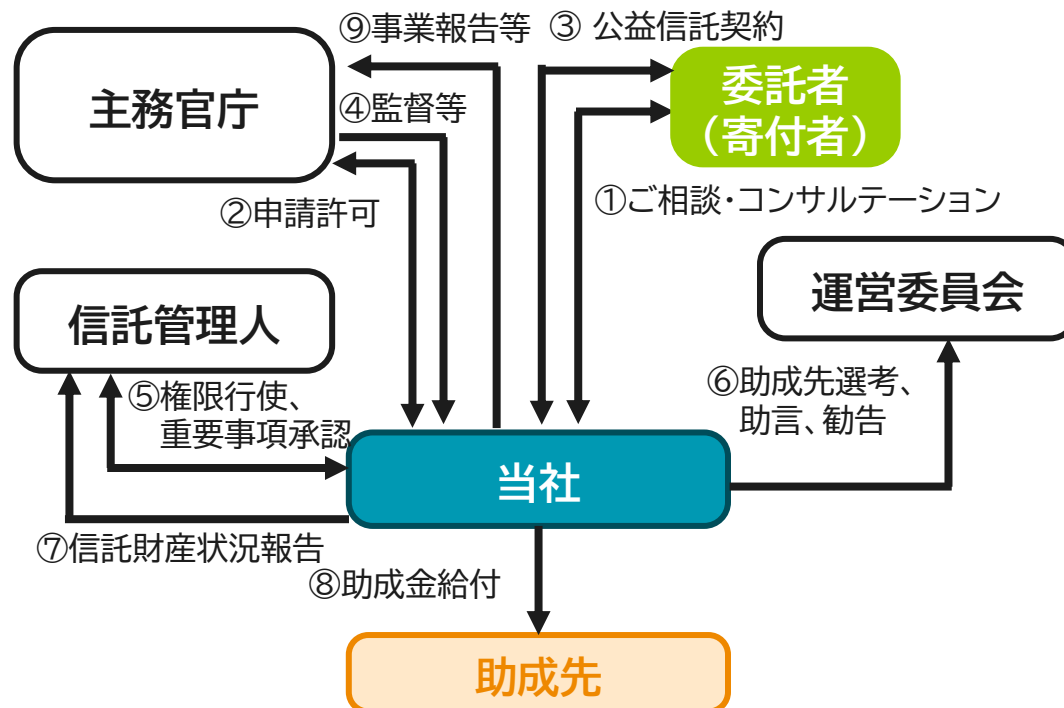
<特長>

- ・ご相続が発生した際に、お預かりした信託財産をご指定の寄付先に一括して寄付致します。
- ・元本補填契約のある金銭信託にお預け頂きます。
- ・遺言信託の作成は不要です。

Appendix ②公益信託

- ・「公益信託に関する法律」に基づき制度化された信託です。学術、技芸、慈善、祭祀等の公益目的のために自身の財産を役立てたいというお客さまの想いを実現できます。
- ・善管注意義務、忠実義務、分別管理義務などに基づき、当社が管理した上で、さらに適切な信託事務の履行状況について主務官庁の監督も実施されます。
- ・具体的な助成先は、委託者が定めた公益目的に基づき、有識者で構成される運営委員会において決定されます。
- ・寄付者が、信託財産として支出した金銭は、一定の要件のもと寄附金控除の対象となります。

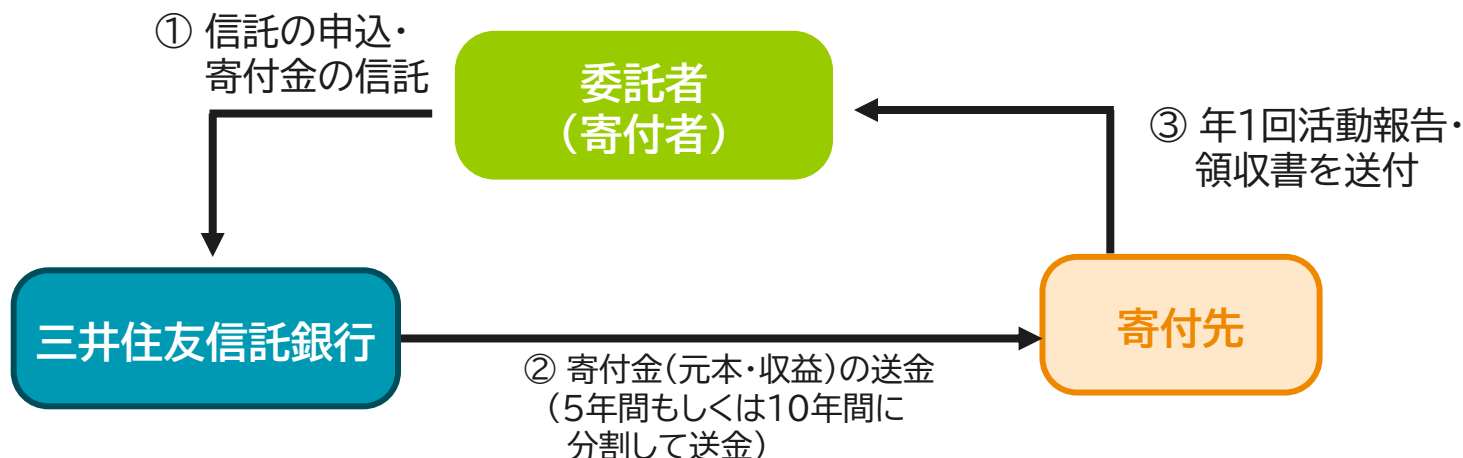
■スキーム図



Appendix ③特定寄附信託

- ・2011年度の税制改正により導入された制度。信託した金銭およびその運用収益を、公益法人やNPO法人等へ寄付することで、社会に貢献したいというお客さまの想いを実現する商品です。当社では2012年6月に取扱を開始致しました(最低預入額が1,000万円)。
- ・金銭信託の「分割支払機能」を活用し、5年間もしくは10年間にわたって、元本および収益を分割して寄付を行います。
- ・寄付先は、公益法人、NPO法人、私立学校法に規定する学校法人等に限定されます。
- ・毎年の寄付金のうち、元本部分は一定の要件のもと、寄附金控除の対象となることに加えて、運用収益が非課税となります。

■スキーム図



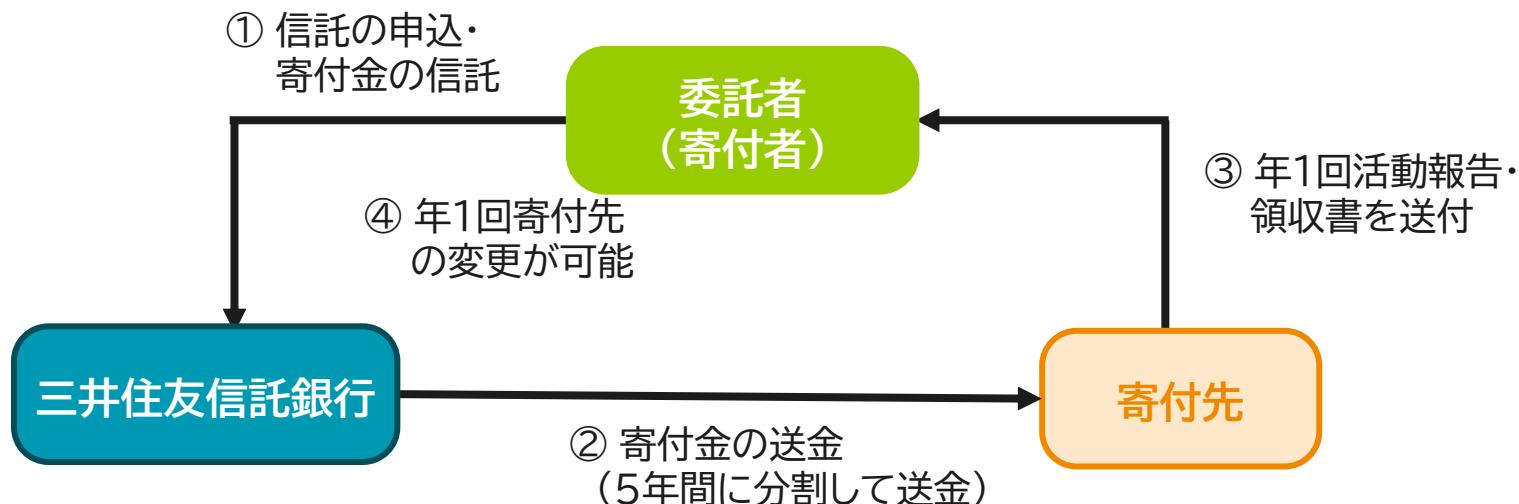
■提携寄付先例

世界自然保護基金ジャパン、日本生態系協会、日本ユネスコ協会連盟、日本対がん協会、国境なき医師団日本、日本盲導犬協会、国際科学技術財団、中央共同募金会、日本財団、スペシャルオリンピックス日本、国連UNHCR協会

Appendix ④社会貢献寄付信託

- ・環境問題・教育問題・医療問題・災害復興支援・子ども支援などのさまざまな社会課題の解決に取り組む団体への寄付を通じて、社会に貢献したいというお客さまの想いと団体の想いをつなぐ目的で、2011年4月に取扱を開始致しました(最低預入金額:10万円)。
- ・金銭信託の「分割支払機能」を活用し、5年間にわたって、元金を分割して寄付を行います。
- ・寄付先に法令面での制約はなく、三井住友信託銀行の提携先から選択でき、毎年変更することができます。
- ・毎年の寄付金は、一定の要件のもと、寄附金控除の対象となります(運用収益は課税です)。

■スキーム図



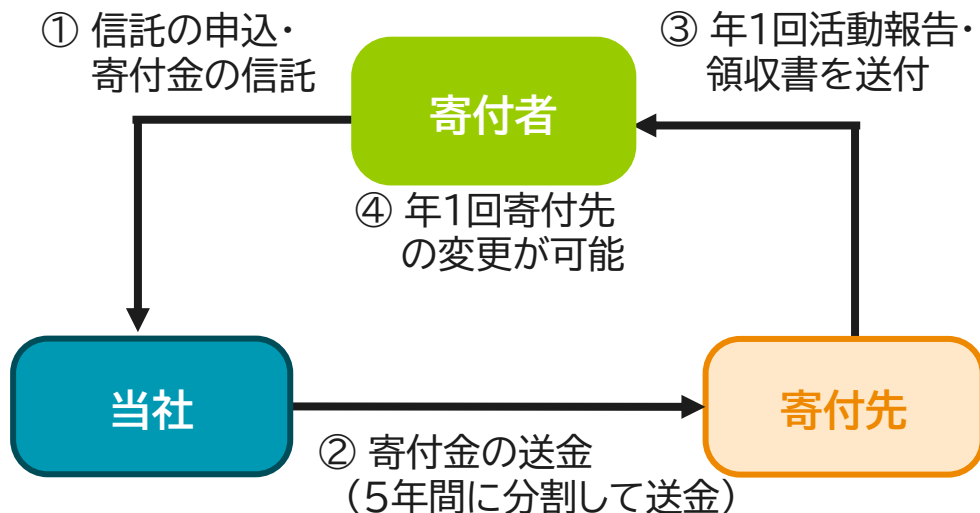
■提携寄付先例

世界自然保護基金ジャパン、日本生態系協会、日本ユネスコ協会連盟、日本対がん協会、iPS細胞研究所、国境なき医師団日本、日本盲導犬協会、国際科学技術財団、日本芸術文化振興会、中央共同募金会、日本財団、スペシャルオリンピックス日本、国連UNHCR協会

Appendix ⑤医療支援寄付信託

- A) コロナ禍において医療支援というテーマへの関心が高まったことを背景に、お客さまの想いと大学の想いをつなぐ目的で、2021年4月に取扱いを開始(最低預入金額:100万円)。
- B) 金銭信託の「分割支払機能」を活用し、5年間にわたって元金を分割して寄付を行う。
- C) 寄付先は、寄付先に法令面での制約はなく、医療支援に関する研究を実施する当社の提携先(大学)から選択でき、毎年変更することができる。
- D) 毎年の寄付金は、寄附金控除の対象となる(運用収益は課税)。

■スキーム図



■提携寄付先例

北海道大学、東北大学、東京大学、北里研究所、東京理科大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、愛媛大学、九州大学、東京工業大学

【目的・免責条項】

- 本資料は、情報提供を目的として作成されたものであり、勧誘を目的として作成されたものではありません。
- 本資料に記載のデータは、弊社が信頼できると判断した情報等に基づくものですが、その情報の正確性・確実性について弊社が保証するものではありません。
- 本資料は、作成日において入手可能な情報等に基づいて作成したものであり、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合があります。
- 本資料に記載された内容は、現時点における一般的な条件を示したものであり、実際に取り組むことができない場合や条件が変更となる場合があります。予めご了承ください。

【帰属・守秘義務】

- 本資料に記載された情報は、第三者資料等の引用部分を除いて機密事項であり、その権利は弊社に帰属します。かかる情報はお客様の為あるいはお客様の弁護士、税理士又は公認会計士等の専門家への相談の為にのみ作成されており、お客様は弊社の同意無く複製や第三者への開示を行うことは禁止されます。

【商号等】

- ・ 弊社の商号等 三井住友信託銀行株式会社
- ・ 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

